

弁護士による知的財産相談

(職務発明制度・先使用権制度について)

※同時開催：はままつメッセ2011



主に中小企業の方々を対象に、弁護士による知的財産相談を実施します。

- 日 時 **平成23年2月3日(木) 10:00~17:00**
①10:00~ ②11:00~ ③13:00~ ④14:00~ ⑤15:00~ ⑥16:00~
- 会 場 **グランドホテル浜松 2階 千歳の間 (浜松市中区東伊場1-3-1)**
- 相 談 料 **無料**
- 主 催 **広域関東圏知的財産戦略本部 (関東経済産業局)、特許庁
はままつ産業創造センター**
- 実 施 会 社 **社団法人発明協会**
- 対 象 **中小企業等**
- 相談内容 **職務発明制度・先使用権制度等**について。具体的な相談。
- 相談時間 **1社1時間以内**
- 担当弁護士 **丸の内総合法律事務所
弁護士 太田 大三 氏 (予定)**

※職務発明制度とは、企業の従業員が職務(仕事)として発明した特許等を、発明者である従業員ではなく、その企業に帰属させることができるが、「相当の対価(正当な報酬)」を発明した従業員に支払うこと等を内容とする制度。最近では、この対価に関して「青色発光ダイオードの訴訟」が注目を集めました。

※先使用権制度とは、研究開発成果である発明を、公開が前提となる特許権として取得するか、ノウハウとして秘匿するかを戦略的に選択し、ノウハウとして秘匿することを選択した場合に、発明の実施である事業又はその準備をしていれば、その後他者が特許権を取得したとしても、無償の通常実施権が得られる制度。当該制度を活用することにより企業は継続的に事業実施を行うことができます。

《申込み方法》

事前予約制です。裏面申込書に記入のうえFAXにてお申し込みください。

お申し込みされた方には、後日、当センターより相談時間等についてご連絡させていただきます。なお、応募多数の場合には先着順とさせていただきますのでご了承ください。

お問い合わせ先

はままつ産業創造センター

〒432-8036 浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階

TEL: 053-452-5333 FAX: 053-452-5332 E-mail: search@hamatech.or.jp

(F A X : 0 5 3 - 4 5 2 - 5 3 3 2)

はままつ産業創造センター 行

弁護士による知的財産相談 申込用紙

企業名		
事業内容		
連絡担当者（部署・氏名）		
住所		
連絡先	TEL :	FAX :
	E-mail :	
出席者①	役職 :	氏名 :
出席者②	役職 :	氏名 :
相談内容 ※事前に相談内容を記載してください。事前に担当弁護士へお知らせいたします。		

※ご記入頂きました情報は、本相談会の実施、運営に限って使用させていただきます。
また、お申し込み頂いた方の、企業名、役職、氏名、相談内容につきましては、担当弁護士にお知らせさせていただきます。